

授業展開書要約版「建武の新政」

- ①PDF「鎌倉幕府の滅亡」を用いて、後醍醐天皇が伯耆国から京都に帰還し、光厳天皇を廃位させて再び即位
- (1) 建武の新政は**天皇親政なので、天皇の存在を脅かす摂政・関白・院政・幕府を全て否定**
  - (2) PDF「延喜・天曆の治」を用いて平安時代の**醍醐・村上天皇による天皇親政が行われた延喜・天曆の治を模範とする**  
→平安時代の「宇多→醍醐→村上天皇」に「後」をつけた系図「後宇多→後醍醐→後村上天皇」の関係を指摘  
↓
- ②**要注意!** (2) 論旨には触れずに(触れても大丈夫ですが)、**テキスト右上の<建武の新政の職制>に移ることを指示**  
→天皇をトップとして、**中央の機関から説明**
- (1) 重要政務を担当する**最高機関の記録所は、もと記録荘園券契所なので生徒に書き込ませる**
  - (2) **天皇のいらっしゃる最重要都市の京都の警備には武者所**を設け、**長官の頭人には新田義貞が就任を書き込ませる**
  - (3) 新田義貞・足利尊氏・楠木正成などの**鎌倉幕府倒幕に貢献した者などに恩賞を与える恩賞方**
  - (4) **こうした恩賞は土地を与える形で行われるが、そのため所領訴訟を担当する雑訴決断所を設置**  
※本来は記録荘園券契所が訴訟を担当するが、記録所が政務機関となったため、雑訴決断所が設けられた
  - (5) **ただし、裁判関係は専門的な知識を要する裁判官が必要となるため、鎌倉幕府の引付を引き継ぐ**  
→生徒には「引付」は役所のことで、「引付衆」は引付で働く役人のことを書き込ませる
- ③「一方、地方は…」などの接続詞で振って、**地方機関の説明**
- (1) まず、諸国に国司・守護を併置、**公家から任命される国司と武家から任命される守護をともに置くので、基本的方針としては「公家と武士は対等」と書き込ませる**(実際は公家偏重の政治ですけど…)
  - (2) また**京都から目の届きづらい関東・東北にはそれぞれ鎌倉将軍府と陸奥将軍府を設置**
  - (3) 陸奥将軍府(1334)には6歳の**義良親王を奉じて、補佐役として北畠顕家(16歳)と父の北畠親房が陸奥へ**
  - (4) 鎌倉将軍府(1333)には7歳の**成良親王を奉じて、補佐役として足利直義が鎌倉へ→尊氏の「弟」と書き込ませる**
- <プロ①>

「オカマになるなら明日だよ」

鎌倉 成良 足利直義

「ノリで来たムツリ」

義良 北畠 陸奥
- ↓
- ④PDF「建武の新政」を用いて、ただ**新政府の役職に足利尊氏の名前はなし**で、尊氏が本来望んでいたのは征夷大將軍  
→PDF「足利尊氏 VS 護良親王」を用いて、**尊氏を最も警戒していたのが護良親王で自ら征夷大將軍に就任すると、尊氏暗殺に動く(太平記より)or 兵を集めるため令旨を発するが(梅松論より)、尊氏排斥に失敗して鎌倉に幽閉され、鎌倉将軍府の監視下に置かれる**  
**※中先代の乱において足利直義の命で護良親王が鎌倉で殺害されることを説明するため、これは触れておきましょう**  
↓
- ⑤**テキスト左上の3行目に戻ることを指示**
- (1) 自信満々だが無能の前フリとして、ここで後醍醐天皇の迷言「**今の例は昔の新儀ない。朕が新儀は未来の先例たるべし(現代に先例として重んじられていることも、昔は新しい規則にすぎなかった。自分が決めた新しい規則は未来の先例となるであろう)**」に触れておき、**盛大な前フリをしておく**と史料対策にも使えます
  - (2) 後醍醐天皇の政治は**論旨**を絶対万能とし、**土地の所有権も論旨がなければ認めない個別安堵法**  
→後醍醐天皇は**所領安堵のための論旨を一日中書き続ける羽目になる**ので、のち撤回
  - (3) **大内裏の造営計画をするも費用がないので、乾坤通宝(貨幣・紙幣)の鑄造を計画**
  - (4) こういった行き当たりばったりの政策だったので「**朝令暮改(朝出された命令が夕方には改められる=一貫性がない)**」と呼ばれたことを左側に書き込ませる  
↓
- ⑥こんな朝令暮改の政治なので、人々は大混乱<新政の混乱>へ
- (1) まず武士の不満は**武家社会の慣習を無視したから(特に個別安堵法により御成敗式目の年紀法を否定したこと)**、また**倒幕に活躍したにもかかわらず公家ばかり恩賞をもらっていること**(赤松則村は恩賞がもらえなかったことで足利尊氏に接近)、さらに**大内裏の造営費として二十分の一税の負担(大内裏の造営計画から「→」を繋げさせる)**

- (2) さらに公家も不満(「公家もかい!」などツッコミを入れると単調にならずに繋げやすいです)  
 → **公家社会の慣習を否定したから(家柄の無視・恣意的な官職の任免など)**, これによって上級貴族の反発を買うこととなります
- (3) 最後に農民の不満(「全員やないかい!」などツッコミを入れると単調にならずに繋げやすいです)  
 → **地頭に大内裏の造営費として二十分の一税を負担させたことで、そのしわ寄せが農民にきて農民の負担は重くなった**(その代表例として東寺(教王護国寺)領の若狭国太良荘農民の訴状)
- (4) そんな建武の新政を風刺して、京都の二条河原に立てられたのが**二条河原(の)落書**(出典は『建武年間記』)  
**※ここで史料 3 つ(建武の新政「梅松論」・若狭国太良荘農民の訴状・建武の新政への風刺「建武年間記」)をまとめて扱っていくと史料対策は楽になります**



⑦ **PDF「中先代の乱」を用いて**, こんな政治だったら、昔の鎌倉幕府のまだマシだった「鎌倉幕府を再興するぞ」と信濃国諏訪で立ち上がったのが「逃げ上手の若君(松井優征先生)」でおなじみ(?)の**北条時行**(当時 10 歳)が起こした中先代の乱(中先代とは、武家政権の立場でみると、**足利氏の室町幕府を後代の幕府とすると北条氏の鎌倉幕府は先代の幕府で、その中間に位置することから「中」先代にあたるのが北条時行であることを捨て板書などで説明しましょう**)

**※ここから音声授業では BGM による演技芝居が始まりますが、演技力も必要になるため、参考に出来ない場合は授業音声(共通テストレベルの方ではサラッと説明しています)**

- (1) 北条時行軍が鎌倉になだれ込み、**鎌倉を占拠した混乱に乗じて足利直義が幽閉中の護良親王を殺害**
- (2) 後醍醐天皇の静止を振り切って、足利尊氏が鎌倉へ下向して足利直義と合流
- (3) **PDF「北畠親家の上洛」を用いて**, 尊氏が建武の新政に反旗を翻すことを決意して、京都へ向かうものの**北畠親家が神速で東北から上洛**
- (4) 尊氏は九州へ落ち延びることになり、「**but 奥州から上洛した北畠親家(陸奥将軍府)に敗れる→九州へ敗走する**」**を板書+書き込みを指示**(その後、北畠親家は奥州平定のため再び奥州に戻るようになるのはスルー)
- (5) 九州へ落ち延びた尊氏は**多々良浜の戦い**で勝利し、再度京都へ攻め上るので「**九州へ敗走する**」の**続きとして「大軍を率いて再び京都へ攻め上る」を板書+書き込ませる**

⑧ **PDF「湊川の戦い」を用いて**, 湊川の戦いで楠木正成が戦死(楠木正成と嫡子 11 歳の楠木正行の「桜井の別れ」は戦前の教科書には必ず載っていた逸話であり、**四条畷の戦いでも登場するので教えています**)

※私自身は南北朝の動乱の際に、生徒を北朝側と南朝側に分かれて対立させる展開をとっているのですが、北朝側につく生徒が多く、南朝側についてくれる生徒を少しでも多くするため、南朝寄り話しています

- (1) 京都を尊氏が制圧し、**持明院統から光明天皇を擁立**  
 → **テキスト中央右側の図解 NOTE「天皇家系図」**に鎌倉幕府が擁立した光厳天皇と足利尊氏が擁立した弟の光明天皇があるので、**光厳天皇の下に「by 鎌倉幕府」、光明天皇の下に「by 足利尊氏」と書き込ませることを指示**
- (2) **PDF「南北朝の動乱」を用いて**, 後醍醐天皇が幽閉されていた京都から脱出し(この時は女装ではなく壊れた築地から脱出)、**吉野へ逃れる**
- (3) **PDF「三種の神器」を用いて**, 後醍醐天皇が足利方に渡した三種の神器は偽物であると発表したことで、足利尊氏が擁立した光明天皇の京都の北朝と、後醍醐天皇の吉野の南朝に分かれる**南北朝時代が 60 年続く**

<ゴロ②>

「光厳天皇・光明天皇の順番」  
 → 五十音順でこう「ご」(力行)  
 こう「みよ」(マ行)  
 ※五十音順の場合は濁音を無視



⑨ **テキスト中央下から、左側の北朝と右側の南朝に分かれることを説明**

- (1) 北朝は持明院統の光明天皇が京都に、さらに**北朝の正統性を示すための歴史書として「梅松論」を編纂**  
**※建武式目は本来、時系列的には⑨(1)の足利尊氏が京都を制圧した後に制定されたものです。ただ、南朝側がその後北畠親家・新田義貞が戦死し、後醍醐天皇も死去したことで劣勢になることを説明した後で、しっかりと時間をかけて説明した方がテンポ良く進められるので、私自身は後回しにしています。**
- (2) **南朝は大覚寺統の後醍醐天皇が吉野に**, さらに**南朝の正統性を示すための歴史書として北畠親家の父である北畠親房が「神皇正統記」を編纂**(北畠親房は後醍醐天皇の政策には否定的で、子の北畠親家が陸奥将軍府に赴く際とともに奥州に向かいますが、子の親家の死後も**奥州・東国で南朝の勢力拡充・維持に努め、常陸國小田城で後村上(義良親王)のため『神皇正統記』を 1339 年に執筆)**

⑩ **テキスト中央右側の北畠親房の「神皇正統記」からすぐ下へ、その後の南朝が劣勢になる動向を説明**

- (1) 石津の戦いで北畠親房が戦死(奥州から再び上洛するも和泉国石津で敗死)
- (2) 藤島の戦いで新田義貞が戦死(尊氏の京都制圧後に北陸で再起を図るが越前国藤島で敗死)
- (3) 楠木正成・北畠親房・新田義貞の戦死で憔悴したのか、**後醍醐天皇が崩御し後村上天皇が即位**
- (4) そのおよそ10年後に「桜井の別れ」で出てきた楠木正成も河内国の四條畷の戦いで戦死  
→その後、高師直により吉野が焼き打ちされ、南朝が拠点(質名生)に移すことは触れなくても良いでしょう  
※ただ、この高師直による吉野焼き打ち(1349)も要因の一つとなり、足利直義と高師直が対立する観応の擾乱(1350~1352)につながっていくことになるので、生徒からの質問対応として知っておくと良いと思います



⑪ **テキスト中央左側の北朝の動向へ移ることを指示**

→「**少し時系列は戻るけど足利尊氏が京都制圧した後**」と注釈を入れた上で、**今後の京都制圧後のどのように政治を進めていくか尊氏が制定したのが1336年の建武式目**

- (1) 建武式目が憲法十七条の影響から **17カ条からなる「政治方針」であることを強調**
- (2) 足利尊氏が明法道(律令格式を学ぶ学問)を家学とする中原章賢(是円)に諮問する形で定められる(是円の出身が以前は二階堂氏とする説がありましたが、現在は否定され中原氏出身であると判明しています)
- (3) **テキスト右側の南朝側に空いているスペースがあることを指示し、御成敗式目との違いを説明**  
→御成敗式目が武家法であるのに対し、**建武式目はどういう政治を行うかを定めた「政治方針」**
- (4) 板書案「御成敗式目(法典)=51カ条+α → 鎌倉幕府の追加法=式目追加 (どちらも後ろに「追加」がくる)  
「建武式目(政治方針)=17カ条 → 室町幕府の追加法=建武以来追加 (どちらも後ろに「追加」がくる)
- (5) 鎌倉幕府・室町幕府も御成敗式目を基本法令として、それぞれ「+α」として式目追加・建武以来追加で補足



⑫ **あくまでも建武式目は政治方針なので、第一項と第二項(17条)から成り立っている**

- (1) **第一項では「幕府の所在地(史料文中では「柳營」)を元のように鎌倉におくべきか他所(京都)に置くべきか」**  
→中原章賢の答え「**場所の良し悪しじゃないです。政治の良し悪しが重要なので、京都でも問題ないです**」
- (2) 第二項では、**政道(政治の道)に関すること**で、一つ目は最近「**ばさら**」という奇抜・派手な格好をして振る舞っている(佐々木導管や高師直のような)奴らがいいますが**儉約を心掛けること**、二つ目は**守護には戦功よりも能力を重んじること**(この第一項と第二項の2つが史料で問われるので、テキストに掲載しておきました)

**※時間に余裕があれば、史料「建武式目」を説明(解説は詳細版)**

- (3) その後、1338年に石津の戦い・藤島の戦いで北畠親房・新田義貞を破った**功績から、1338年に足利尊氏が征夷大将軍に就任**(幕府の拠点が室町殿に移されるのは1378年なので、この時点での状況から私自身は足利幕府と述べていますが室町幕府で問題ないです)

<ゴロ③>  
「いざ、さあやるぞ室町幕府」  
1 3 3 8



⑬ **テキスト P26(下部)の「室町幕府の職制」については、P32の「室町幕府の動揺」を説明する前に「将軍(公方)・管領・鎌倉公方・関東管領」の混乱を防ぐために扱うのが良いので、飛ばすことを指示しておきましょう(P32は<授業解説(室町幕府の動揺)>があるので、P27の「南北朝の動乱と合一」が終了したら読んでおくと良いと指示しておきましょう)。**

⑭ P27の南北朝の動乱に移り、初代～3代将軍までの順番を書き込ませる「尊氏①」・「義詮②」・「義満③」

→この時点で忘れないように、「室町幕府将軍の覚え歌」を歌っておくとタイミング的にちょうど良いです

- (1) 幕府創設当初で、まだ幕府の機構は整えられていないため軍事担当の尊氏と、政治担当の直義による二頭政治
- (2) 観応の擾乱に繋がる前フリとして、尊氏・直義が仲良しであったことの例として、清水寺に尊氏が奉納した願文「この世で訪れる幸せは全て直義に与えてほしい」を紹介していますが、授業時間の都合上カットすることもあります
- (3) 早く南朝を倒そうとする軍事担当の尊氏派(急進派)と、まずは幕府組織の整備を優先する直義派(漸進派)に分かれてしまうので「のち対立」を書き込ませる(崩壊してしまった原因は、高師直が四条畷の戦いで楠木正行を討ち取り、さらに南朝の吉野を焼き打ちしたことで発言力が増したことで、これまで直義が主導していた勢力バランスが崩れてしまったことですが、細かい話なのでここは触れないでおきましょう)



⑮ PDF「観応の擾乱①」を用いて、足利家の内紛である観応の擾乱(1350～52)へ(年号(西暦)はいずれ覚えさせられるので軽くスルー)

- (1) この兄弟の仲を引き裂いた張本人が高師直で、「執事」が補佐役であり、のちに管領となることを書き込ませる
- (2) 四条畷の戦いや吉野焼き打ちで高師直の発言力が強大化したことについては触れず(南北朝は専門的な話をするとややこしすぎるので、論述で問われる一部を除いてその他の細かい話は割愛するのが良策です)、2行飛ばして「→」を出させて「ぼさら大名」の一人であったことに話を振ると良いでしょう
- (3) 音声授業では、高師直が言ったとされる「天皇や院は金や木の像でいい」という話を引用していますが、近年では『太平記』の記述は高師直を貶めるための虚偽ではないかと指摘されています(まあ、吉野焼き打ちは事実なので、「ぼさら」には変わりなく、高師直と生真面目すぎる直義が協調することは不可能でしょう)。
- (4) 直義が南朝に下って高師直を殺害(「①→」を書き込ませる)、この尊氏支持派は「伝統的な権威を否定し、在地での権力拡大を支持」した武士層で、直義支持派は「伝統的権威の秩序維持を尊重し、公武協調を模索(執権政治を理想としていた)」する公家層であったことは、難関大受験者がいる場合のみ説明する形で良いでしょう。
- (5) PDF「観応の擾乱②」を用いて尊氏と直義の対立構造(「②→」を書き込ませる)、その後の尊氏が南朝に降伏して南朝による統一「止平一統」は面倒になるので割愛しますが、尊氏・直義両者が北朝・南朝のどちらにも属したことについては難関大受験生がいる場合には口頭でもいいので触れておきましょう
- (6) その後、尊氏が鎌倉で直義を毒殺するも、PDF「観応の擾乱③」を用いて、尊氏と直冬(直義の養子)の対立(九州で勢力を持っていた直冬は、直義の死後に勢力後退した後にいったん帰順するものの、反幕行動をとり続ける)  
※直冬は尊氏の実子だがが妾の子であったため直義の養子となり、養父の直義の方を慕っていました



⑯ 観応の擾乱が収束したのちは、尊氏が死去して義詮が2代将軍に就任(1358)

→義詮が38歳で死去してしまったため、義満が11歳で3代将軍に就任(1368)

- (1) 幼年の義満を管領の細川頼之が補佐(1379年に康暦の政変で失脚し斯波義将が管領となるが、のち幕府に復帰して明德の乱を鎮圧することは軽くスルー)

<ブロ④>

「父さん論破? あきらめて」

1 3 6 8 義詮

- (2) ほぼ北朝優勢でまとまりつつあったが、唯一南朝で気を吐いていたのが九州を統一した征西将軍の懐良親王
- (3) 要注意! ここで後醍醐天皇の皇子4人の役職を整理するため、P26 図解 NOTE「天皇家系図」に戻ることを指示  
→護良親王(征夷大将軍)・義良親王(陸奥将軍府のトップ)・成良親王(鎌倉将軍府のトップ)・懐良親王(征西将軍)の4人にはすべて「〇〇将軍」がつくことを書き込ませる

<ブロ⑤>

「(これで)清々したかね?」

征西 懐良

※西海道(九州)を意味する征西将軍に1336年に任命され、1361～1371年九州を統轄していた統治組織は征西府という(征西府の出題はほぼ無い)

- (4) その懐良親王が九州を日本から独立させようと考えたため、北朝側は慌てて九州探題に任命された今川貞世(了俊)を派遣して制圧(懐良親王は<日明貿易>で再び登場するが、1369年に明が懐良親王に朝貢を要求すると初めは拒絶したが、1371年に「日本国王」に任じられている=中国から冊封を受けることで日本から独立)
- (5) ついでに、南北朝の動乱を扱った「太平記」が南朝に同情的な記述が多いことから、それに反駁・訂正しながら今川貞世(了俊)が著したのが「難太平記」なので、生徒の文化史に対する嫌悪感をなくすため教えています(『「難」太平記』は『太平記』に対して「非難・なじる」という意味)

⑰PDF 写真“花の御所”を用いて、義満が20歳を過ぎると幕政も安定してきたので、1378年に幕府の拠点室町殿に移転(以降、代々足利将軍家の邸宅を**たくさん**の花々が植えられた庭園の**美しさ**から**花の御所**(別称は室町御所・室町殿)と呼ぶ)



⑱ただし、京都に幕府がおかれたことで、**鎌倉時代の“鎌倉を幕府が統治、京都は朝廷が統治”の構図**から、**京都に幕府と朝廷が存在することになる**ので、京都の政治を幕府が担うように**京都の警察権・裁判権などを担当していた検非違使から権限を奪い取り、朝廷の京都市政権を接收**

→PDF“**朝廷の京都市政権接收**”を用いて(授業時間に余裕があれば、生徒に4行で<朝廷の京都市政権接收>の下に移すように指示)

(1) **検非違使の担っていた京都の警察権・裁判権を侍所が接收**

(2) 同じく**検非違使の担っていた京都商業課税権を政所が接收**

(3) 最後の**国司の一國平均役の徴収権を接收し、守護が段銭を徴収するようになることはテキスト右側の守護大名の成長で扱う**と補足、

(4) 難関国公立大受験者がいる場合は、**日明貿易を室町幕府が行うことは朝廷から外交権も奪い取ったことになるので、「日明貿易により外交権も接收」も書き込ませる**

※検非違使の京都商業課税権…院政期に荘園公領制が成立したことで、各地の荘園・公領(国衙領)から朝廷のある京都に年貢・公事などの物資が納められることになり、院政期に京都の商工業が発展しました。そこで、京都の商工業者の中には朝廷や寺社に営業税を納めることで販売の独占権を認めてもらう者が登場し(いわゆる座のことで、**座の成立は院政期となる**)、天皇家から供物を納めることで独占権を認めてもらったものを**供御人**、神社から独占権を認めてもらったものを**神人**といいます。こうした商工業の発達に伴い、朝廷は商工業者に課税するようになり、その**商業課税権**を追加で得たのが**検非違使**です。



⑲時間がなければ、そのあとの南北朝の合一(1392)まで説明するのもありですが、**この南北朝の動乱と同時期に守護大名が成長していき、“明德の乱(1391)”で山名氏清を滅ぼしたことで将軍権力が安定し(幕政が安定し)、それを背景に南北朝の合一(1392)が行われる”展開**もっていった方が**「魅せる」授業**になると思います。そういった理由から南北朝の合一はここでは扱っていません。

## 授業展開書－詳細版(史料解説)－「建武の新政」

## A 建武の新政『梅松論』

去程に、京都には①君伯耆より②還幸なりしかば御迎に参られける③卿相④雲客⑤かうさう花をなせり。今度忠功をいたしける⑥正成・長年以下供奉の武士其数をしらず。⑦宝祚は二条内裏なり。保元・平治・治承より以来、武家の沙汰として政務を恣にせしかども、⑧元弘三年の今は天下一統に成しこそめづらしけれ。①君の御聖断は⑨延喜・天曆のむかしに立帰て武家安寧に⑩民屋謳歌し、いつしか諸国に国司・守護をさだめ、③卿相④雲客各其階位に登りし体、実に目出かりし善政なり。……御聖断の趣、五畿七道八番にわけられ、③卿相を以て頭人として決断所と号して新たに造らる。是は先代引付の沙汰のたつ所也。……むかしのごとく武者所をかる。⑪新田の人々を以て頭人にして諸家の輩を⑫詰番せらる。⑬古の興廢を改めて、今の例は昔の新儀なり。朕が新儀は未来の先例たるべしとて、新たなる勅裁漸く聞えけり。……

……爰に京都の聖断を聞奉るに記録所・決断所をゝかるといへども、近臣臨時に⑭内奏を経て非義を申し行なう間、⑮論言朝に变じ暮に改りし程に、諸人の⑯浮沈掌を返すが如し。或は先代滅亡の時に遁来る輩、又⑰高時一族に被官の外は、寛宥の儀をもて死罪の科を宥めらる。又、天下一同の法をもて安堵の⑱綸旨を下さるといへども、⑲所帯をめさるゝ輩、恨をふくむ時分、公家に口ずさみあり。⑳尊氏なしといふ詞を好みつかひける。

〔①後醍醐天皇 ②行幸から帰ること ③公卿 ④昇殿を許された人 ⑤行粧。旅支度のこと ⑥楠木正成・名和長年 ⑦天皇の位 ⑧1333年 ⑨天皇親政のもっとも理想的に行われた、醍醐・村上天皇の治世 ⑩民もほめたたえ ⑪新田義貞をはじめとして一族で首脳を固めたことをいう ⑫当番 ⑬昔の先例にとらわれないで ⑭近臣や女官を通して密かに天皇に訴えること ⑮天皇の言葉 ⑯事態が急に変わること ⑰14代執権北条高時 ⑱天皇の意思を伝える文書 ⑲所領を没収された人々 ⑳新政府に足利尊氏が登用されていない〕

## 【現代語訳】

ところで、京都では君主(後醍醐天皇)が伯耆国から帰還されたというので、これを迎へに出かけた公卿・殿上人の旅の装いは花のように美しかった。今後功勞のあった楠木正成・名和長年をはじめ、付き従う武士は数えきれないほど多い。天皇の住まいは二条の皇居である。保元の乱・平治の乱・治承の乱以後、今日まで、武家の支配で政治の実権を思いのままにできたけれども、(鎌倉幕府が滅亡した)元弘三年(1333年)の今、国政が朝廷を中心に一つにまとまったのは目新しいことである。君主(後醍醐天皇)の親政は、延喜・天曆の時代(醍醐天皇・村上天皇の時代)に立ち戻って、武家は平穩に過ごし、庶民は声をそらえて褒めたたえ、早くも諸国に国司・守護を任命して、公卿・殿上人がそれぞれの位に昇進した様子は、まことに立派な善政であった。

……昔のように武者所を設け、新田の人々(新田義貞をはじめとする一族)を頭人に任じて、多くの家に当番させた。過去に起こったり廃れたりしてきた諸制度を刷新し、「現代に先例として重んじられていることも、昔は新しい規則にすぎなかった。自分が決めた新しい規則は未来の先例となるであろう。」ということで、天皇の新しい政治は徐々に進められていった。……

ここに京都の天皇の政治を執行するために、記録所・雑訴決断所を設置したというけれども、側近が臨時に天皇の裁許を受けて道理に外れたことを行うので、天皇の命令は朝に変わったかと思うと、夕方にはまた改まるほどの目まぐるしきで、人々の浮き沈みは手のひらを返すようであった。あるいは北条高時一族の家来以外の者は寛大な措置として死罪を許したのである。また、(天皇は)全国統一の法をうたって所領安堵の綸旨を下したが、所領・官職を取り上げられた連中が恨みを抱く頃には、朝廷に仕える人々の間で噂話がされるようになった。「(新政府に)足利尊氏がない」という言葉を好んで使ったものである。

伯耆国<sup>ほくろくに</sup>の船上山で挙兵した後醍醐天皇は、六波羅探題・鎌倉幕府が攻略されると伯耆国<sup>ほくろくに</sup>から京都に戻ってくる際(テキスト P25<鎌倉幕府の滅亡>に伯耆国で挙兵を記している理由は、この史料に対応するためです)、鎌倉幕府の滅亡でも登場した名和長年や楠木正成を引き連れて、光厳天皇を廢して再び即位します(これを重祚とする説と隠岐への配流中も光厳天皇の即位はなかったものとして前後1代とする説がありますが、後醍醐天皇自身が生存中から後醍醐と名乗っており、諡号(死後に贈られる諡)ではないから名前が変わらないのでしょうか)。

この後の文は簡単で、「保元の乱、平治の乱、治承・寿永の乱以降は武家政権が続いていたが、鎌倉幕府が滅亡した元弘三年(1333年)」の現在は政権が朝廷にまつまり目新しいことである。なお、建武の新政は「元弘四年(1334年)」を「建武元年」と改めたので、建武の新政開始を1334年とすることもあります。

この後の文も、「君」が「君主」を意味するので後醍醐天皇を指し、テキストに記載されていることを説明すればよいだけです。延喜・天曆の治(醍醐天皇・村上天皇の天皇親政時代)を理想とし、諸国に国司・守護を任命して、公卿を頭人(長官)として決断所を設けたが(入試問題で記述する際は雑訴決断所)、これは先代の鎌倉幕府の引付を踏襲したもので、また武者所を設け、新田の人々(新田義貞)を頭人に任じました。

この後の「今の例は昔の新儀なり。朕が新儀は未来の先例たるべし(現代に先例として重んじられていることも、昔は新しい規則にすぎなかった。自分が決めた新しい規則は未来の先例となるであろう)」は、この史料のキーワードであり、盛大なフラグでもあるので私自身はとても好きな一文です。まあ、この後からディスリ文が始まるので、史料の出典である『梅松論』もこれをフラグにしているのでしょうかね(笑)。

さて、ここからフラグ回収編に入ります。政務機関・訴訟処理機関として記録所・決断所(入試問題で記述する際は雑訴決断所)を設置したものの、天皇の命令は朝に変わったかと思うと夕方にはまた改まるので(いわゆる「朝令暮改」)、人々の浮き沈みは手のひらを返すようであった。さらに、天皇が出した所領安堵の綸旨を下したが、朝廷内では好き好んで「(新政府に)足利尊氏がない」という噂話がされるようになった。ここで「綸旨」は空欄問題で出題されること、史料文中の「尊氏」は入試問題では苗字もつけて足利尊氏と記述するよう指摘してください。

☐ 若狭国太良荘農民の訴状『東寺百合文書』

①東寺御領②若狭国太良御庄 百姓等謹みて言上す。

……右、③明王聖主の御代と罷り成り、随つて諸国の④御所務は旧里に帰し、天下の土民百姓等、皆以て貴き思を成すの条、其の隠れ無き者なり。……⑤関東御滅亡、今は⑥当寺御領と罷り成り、百姓等喜悅の思を成すの処、④御所務曾て以て⑦御内御領の例に違はず、刺へ新增せしめ⑧巨多の御使を付せられ、⑨当時農業の最中⑩呵責せらるるの間、⑪愁吟にたえざるによつて、⑫子細を勸し言上す。

〔①教王護国寺 ②現在の福井県小浜市 ③後醍醐天皇 ④年貢・公事・夫役などの負担 ⑤鎌倉幕府の滅亡 ⑥東寺。教王護国寺 ⑦北条氏得宗が地頭であった時の慣例 ⑧たくさんの負担を課され ⑨現在 ⑩責め苛む ⑪我慢できない ⑫事情を書き上げて申し上げる〕

【現代語訳】

東寺(教王護国寺)の御領である若狭国の太良荘(現在の福井県小浜市)の農民達が謹んで申し上げます。

……このことについては、賢明で徳の高い君主(後醍醐天皇)の治世になって、諸国の土地支配は元に戻り、全国の土民・農民達みなが貴いことだと思うのは明らかです。……鎌倉幕府が滅亡した今は東寺(教王護国寺)の所領となり、農民達は喜んでいたところ、年貢の取立てはかつての北条氏の得宗の所領だった時代と変わらないばかりか、かえって負担が増加し、非常に多くの負担を課され、それも現在のような農繁期に責め苛み、我慢できないため、この事情を細かく書き上げて申し上げる次第です。

この史料の頻度は極端に低く、テキストに大まかな内容も記載しているのでサラッと飛ばすのも問題ないと思います。まず、「東寺」＝「教王護国寺」は文化史ではまだ教えていないものと考えて補足説明すると、823年に平安京の東に位置する東寺を空海が嵯峨天皇から賜り、その後に教王護国寺に改称したので、公式HPでも正式名称は教王護国寺で東寺は通称です(東寺と対をなした平安京の西にあった西寺もありましたが、その後荒廃して現在は跡地になっています)。この東寺に伝わっているのが『東寺百合文書』で、肥後国鹿子木荘と永仁の徳政令の出典でも出てきました。

その「東寺(教王護国寺)」の領地である「若狭国太良御庄」は「若狭国」が若狭湾に面する現在の福井県であること、「明王聖主の御代(賢明で徳の高い君主)」は「聖主」から「君主」である「後醍醐天皇」を指すことがわかれれば、あとは「百姓」たちが喜んでいたら、年貢の取立てはかえって負担が増加して苛性に苦しんでいる、ことが記されているだけです。

回 二条河原の落書－建武の新政への風刺－『建武年間記』

口遊 ①去年八月二条河原落書  
 此比都ニハヤル物。夜討強盜②謀綸旨。③召人早馬虚騒動。生頭遠俗④自由出家。俄大名迷者。安堵恩賞虚軍。本領ハナルハ  
 訴訟人。文書入タル細葛。追従譏人禅律僧。下克上スル成出者。⑤器用⑥堪否沙汰モナク。モルハ人ナキ⑦決断所。  
 〔①1334年 ②偽物の綸旨 ③囚人 ④正式の手続きを経ずに出家すること ⑤適正 ⑥能力の有無 ⑦雑訴決断所〕

【現代語訳】

噂 去年(1334年)8月の二条河原の落書

近頃京都で流行しているものは、夜討ち・強盗・偽物の綸旨。それに囚人・急使の早馬、大したことでないのに起きる騒ぎ。斬られたばかりの首、僧侶は俗人に戻り、俗人は勝手に出家する。急に大名に出世する者、逆に路頭に迷う者。本領安堵や恩賞を得るために、実際にはしてもいけないのに戦さをしたという者もいる。本領を離れて訴訟のために上京する者、彼らは所領の証書類を入れた細葛を背負っている。媚び諂う者、人の悪口を言う者、禅僧・律僧の中には政治に関与する者がいて、下剋上によって成り上がった者もいる。能力の有無を調べることもなく、誰彼となしに任用する雑訴決断所。

建武の新政を風刺した二条河原の落書と、史料の典拠である『建武年間記』はともにテキストP26に記されているので、テキストで覚えさせておくのが効率的でしょう。1行目の「去年」は、二条河原の落書が立てられた「1334年」になりますが、これが出題されてしまったら受験生には成す術がほとんどないので落としても問題ないでしょう。一方で、「二条河原落書」は「二条河原」を空欄にして、当てはまる地名を記述させるパターンですが、これは生徒でもそのまま答えられると思うので簡単だと思います。

「此比都ニハヤル物。夜討強盜謀綸旨…」の「綸旨」が空欄記述問題で出題されるので、史料のキーワードでもあるので強調して教えてあげてください。なお、音声授業ではこの史料文の全箇所をテキストを一切見ずにラップ調で喋っているのですが、完全なパフォーマンスなので気にしないでください(笑)。先生方も何年か史料を読んでいると耳と脳で勝手に記憶していると思います。そのあとはつまらないように練習あるのみで、「下克上スル成出者。器用堪否沙汰モナク。モルハ人ナキ決断所(下剋上)によって成り上がった者もいる。能力の有無を調べることもなく、誰彼となしに任用する雑訴決断所)」を「建武の新政で急に土地をもらい、下克上(下剋上でも可)で成り上がった金野郎がいたり、能力の有無関係なしに新規に登用していく雑訴決断所」とかみ砕いて説明するだけです。

回 建武式目－幕政の基本方針－『建武式目』

鎌倉元の如く①柳営たるべきか、②他所たるべきや否やの事

……就中、鎌倉郡は、文治に③右幕下始めて武館を構へ、承久に義時朝臣天下を并吞す。武家に於いては、尤も吉土と謂ふべきか。爰に禄多く権多く、驕を極め欲を恣にし、悪を積みて改めず。果たして④滅亡せしめ了んぬ。縦ひ他所たりと雖も、近代⑤覆車の轍を改めずば、⑥傾危何の疑ひ有るべけんや。……然らば居処の荒廢は、政道の善悪に依るべし。是れ人凶は宅凶に非ざるの謂なり。但し、諸人若し遷移せんと欲せば、衆人の情に随ふべきか。

政道の事

一 儉約を行わるべき事。……近日の婆佐羅と号して、専ら⑧過差を好み、⑨綾羅錦繡・精好銀剣・風流服飾、目を驚かさざるは無し。頗る物狂と謂ふべきか。富者は、いよいよこれを誇り、貧者は及ばざるを恥づ。

一 諸国の守護人、ことに政務の⑩器用を扱ばるべき事。……

……以前十七箇条、大概斯くの如し。⑪是門、⑫李蕙の余胤を受くると雖も、已に草野の⑬庸愚たり。忝くも政道治否の諮詢を蒙り、和漢古今の⑭訓讀を撫ふ所なり。方今諸国の⑮王戎未だ止まず。尤も⑯踟躕有るべきか。……遠くは延喜・天曆兩聖の徳化を訪ひ、近くは義時・泰時父子の行状を以て、近代の師となす。

〔①幕府の所在地 ②京都 ③右近衛大将。源頼朝のこと ④鎌倉幕府の滅亡 ⑤車が転覆することで北条氏の失政をさす ⑥傾いてしまう危険性 ⑦派手に見栄を張ること ⑧奢侈 ⑨美しい衣服 ⑩能力ある者、熟練者のこと ⑪旧鎌倉幕府評定衆の中原章賢(是門) ⑫法律家の血を引く ⑬平凡で愚かなこと ⑭教え諭すこと ⑮戦争 ⑯身を慎むこと〕

【現代語訳】

鎌倉を元のように柳営(幕府の所在地)とすべきか、あるいは他所(京都)にすべきか否かの事

……特に鎌倉郡は文治年間に右大将(右近衛大将の源頼朝)が初めて幕府の館を構え、ここを拠点に承久年間に北条義時が全国を支配した土地である。その意味で武家にはもともと縁起のよい土地といえるだろう。しかし、北条氏は経済的にも政治的

にも大勢力をもち、驕りを極めて欲望のおもむくままに悪事を重ねて改めなかった。その結果、鎌倉幕府は滅亡したのである。それゆえ、他所に幕府を移しても、近年の北条氏の失政を繰り返さないようにしなければ、政権が傾いてしまうのは全く疑いない。……だから、幕府の所在地が栄えるか廢れるかは、政治の善悪の問題である。これは人の運が住む家の吉凶によらないというのと同じ意味である。ただし、人々が鎌倉から移りたいと望むのであれば、多くの人々の意向に従うべきであろう。

#### 政治のあり方の事

一、儉約を行う事。……最近「婆佐羅」と称して、不相応な贅沢を好み、華美な衣服、精好織で飾った装飾的な銀剣、華麗な服飾品など見る目を驚かささないものはない。全く狂気の沙汰というべきであろう。金持ちはますますそのことを誇り、貧しい者はそれに及ばぬことを恥じている。

一、諸国の守護人は、特に政務の有能な人物を任命するべき事。……

……これら十七箇条の大略は以上の通りである。私中原章賢(是円)(旧鎌倉幕府評定衆)は法律家の出身ではあるが、現在はずでに一民間人にすぎない。恐れ多くも政治に関する諮問を受けたので、昔から現在に至る日本と中国の教訓を拾い集めた次第である。只今、諸国の戦乱はまだ収まってはいない。特に身を慎んで政治に当たらなければならない。……古くは延喜・天曆年間の両天皇の徳ある政治を調べ、最近では北条義時・泰時父子の治績をもって近代の手本とする。

**建武式目**は必須史料の一つですが、**第1項の幕府所在地の選定と、第2項の政策方針(この第2項が17カ条から成り立っています)**。最初の幕府の所在地を鎌倉におくか京都におくかの一文「鎌倉元の如く柳營たるべきか、他所たるべきや否やの事(鎌倉を元のように柳營(幕府の所在地)とすべきか、あるいは他所(京都)にすべきか否かの事)」が史料判別のキーワードになります。**音声授業でも口頭で述べていますが(板書もしています)、「柳營」が「幕府の所在地」という意味であることを知ってさえいれば、「柳營(幕府の所在地)を元の幕府(鎌倉幕府)のように鎌倉に置くべきか、室町幕府が置かれる他所(京都)にするべきか」という一文の意味もわかり、建武式目であることが判別できます。**

2行目からは、鎌倉の歴史を概説する形で「鎌倉郡は、文治に右幕下始めて武館を構へ、承久に義時朝臣天下を并吞す。武家に於いては、尤も吉土と謂ふべきか(特に鎌倉郡は文治年間に右大将(右近衛大将の源頼朝)が初めて幕府の館を構え、ここを拠点に承久年間に北条義時が全国を支配した土地である。その意味で武家にはもともと縁起のよい土地といえるだろう)」と述べられています。ここで、生徒に指摘しておく点としては、「**鎌倉のように2回以上出てくる同じ語句は史料問題では、(ア)などで統一されているから逐一覚える必要はないこと**」。「**右幕下**」は「**右**」から**右大将(右近衛大将)の源頼朝**を連想させることです(「**武家**に於いては…」の「**武家**」を記述させるのは鬼畜レベルの問題なので、選択問題で選べれば十分でしょう)。

残りの頻度は低いですが**右幕下(源頼朝)**が守護・地頭の設置を認められた**文治**の勅許など**文治**年間(1185~1190年)と、**北条義時**が承久の乱で勝利した**承久**年間(1219~1222年)のどれかしら一部が空欄で問われる程度なので、生徒には**文治**年間を出題してきたら難問であると気を楽にさせてあげましょう(もちろん「**義時**」を空欄記述問題で出題された場合には、苗字もつけて「**北条義時**」と解答するように指摘してください)。3行目以降は、**幕府の荒廢は場所の良し悪しではなく、政治の良し悪しであるから、「他所(京都)」で問題ない**、と要約するだけで十分だと思います。

では、**その政治の良し悪しとは?と7/Aを入れて**、「政道の事」はテキストP26に収録されている内容なので読み上げるだけで十分です。1つ目は「儉約を行わむべき事(儉約を行う事)」、最近「**ばさら**」と称して派手な着飾った者がいるが禁止すること(ばさらについては、P27で、ばさら大名の高師直や佐々木導誉が登場するので、彼らの言動については触れなくてよいと思います)。2つ目の「諸国の守護人、ことに政務の器用を扱はるべき事(諸国の守護人は、特に政務の有能な人物を任命するべき事)」もテキストに記載されているので読み上げるだけで十分です。

**17カ条あるので、その他は省略されていることに言及し**、「以前十七箇条、大概斯くの如し(これら十七箇条の大略は以上の通りである)」。そして、足利尊氏が諮問した**是円(中原章賢)**以下は史料文を現代語訳で説明した上で、**延喜・天曆**の治を調べ、**北条義時・北条泰時**父子の政治を手本とする(なお、この北条義時・泰時の執権政治を理想としていたのが足利直義で、彼の政治思想反映されているため建武式目で「ばさら」の禁止などが記載されているのだと考えられます)。

授業展開書要約版「南北朝の合一」

①P27 のテキスト左側が中央の動向であるのに対して、テキスト右側が地方の動向になるので、地方の話に移っていくことを強調して、**テキスト右上の国人に移ることを指示**

(1) PDF “惣領制の崩壊”を用いて、分割相続を原則とすることで一族が**血縁的に結びついていた**惣領制から、鎌倉後期に単独相続が一般化したことで惣領制が崩壊し、その土地(在地)に根付いて**地縁的に結びついていく**と、地頭から国人と呼ばれるようになることを復習(鎌倉時代のP23で学習済みの内容を復習)

(2) テキストの「国人」の上に「**地頭(血縁的結合)→国人(地縁的結合)**」と書き込ませる

※国人は地縁的に結びついた在地領主(武士)だけでなく、**あくまでも荘園領主などの荘園を管理する“代官”の立場にすぎなかった地頭に対して、地頭請・下地中分によってその土地(在地)における所有権(支配力)を強めて“自立的な権力”を強めるようになった在地領主(もと地頭層の武士)を国人**といいます(国立大受験者がいる場合はここまですり下げておきましょう)。

(3) 国人の“自立的な権力を強める”という意味が非常にわかりづらいので、**これまで荘園領主の権威を頼って年貢を納めていた在地領主(鎌倉時代の地頭層)が、この南北朝の動乱の中で荘園領主に年貢を納めることで土地を守ってもらえないから、“自分の土地は自分で守る(自立的な権力)”という視点を生徒に考えさせましょう。**



②4 行空いているスペースに「**南北朝の動乱により中央の対立が地方に波及**」と**板書+書き込ませて**、南北朝の動乱と同時期に**地方では国人たちも南朝・北朝に分かれて争い、惣領制が崩壊したことで兄弟間などでも南朝・北朝に分かれて家督相続争いが起きていくことを説明**

※**私自身は授業内で生徒に北朝に属したい者と南朝に属したい者で二分化させて、教室内でも“動乱”のイメージを持たせるために対立構造が起きるようにしています**(だいたい北朝に属す生徒が多いので、南朝の楠木正成や北畠顕家をやたらフィーチャーして持ち上げているのは南朝に属す生徒を増やすためです)。



③その国人たちのタチの悪さを強調した上で、こうした国人の横暴を取り締まるのが守護の職務だが、「**鎌倉時代の守護には大抵三カ条の権限しか認められていないため、国人の横暴を防ぐには不十分**」と(御成敗式目で盗賊・山賊・海賊などの取り締まり権も追加されていますがスルーしても大丈夫です)、そこで「**建武以来追加で守護の権限を強化**」を**板書+書き込ませる**(半済令の史料の出典が『**建武以来追加**』です)

※**ここで、鎌倉時代に守護に任命した生徒にフィーバータイムを与えてあげましょう**



④その追加された権限が**刈田狼藉**の取り締まり権(取り締まり権は**検断権**ともいいます)・**使節遵行権**ですが、**テキスト左下の図解 NOTE①“守護大名の成長”に移ることを指示**

→**図解 NOTE①“守護大名の成長”の部分はテキストと同じように板書しながら、頻度を指示していきます**(一国内を取り締まる「**守護**(テキストには「**守護代**」と書かれていますはまだ守護代は教えていないので、あえて「**守護**」までしか板書しません)」と荘園・公領にいた地頭が「**国人**」と呼ばれるようになるところまで板書)



⑤図解 NOTE “守護大名の成長”で記している3人の国人のうち、タチの悪い中央の国人が左側の国人の稲を刈り取る「**刈田狼藉**」を行い、それを守護が「**取り締まり**」まで板書

(1) 左側の国人は助けてもらった「**守護の家臣化(被官化)**」していく

(2) 中央の国人は「**守護の支配に反発**」し、同じような国人同士で「**国人一揆**」を結んで守護の支配に抵抗

→PDF 写真“**傘連判状**”を用いて(毛利家の傘連判状)、その際に「**傘連判状に署名し、皆対等で多数決で決定**」

※江戸時代の百姓一揆でも傘連判状が出てきますが、授業でまだ教えていない場合は触れないでおきましょう(江戸時代の<授業解説(百姓一揆)>を**プリント配布**で済ます場合は触れておいた方が良いでしょう)



⑥タチの悪い中央の国人が、右側の国人の土地の不法占拠などを行い、訴訟の判決が出ても**畿内を拠点とする室町幕府では現地に赴いて執行できない**ため、「**幕府の使節として守護が判決を執行する“使節遵行”**」を**板書**

※⑤～⑥の箇所では音声授業では『ドラ○もん』に例えて説明していますが、授業時間に余裕がある場合にして  
いるだけで、授業時間に余裕がない時はしていません



⑦ **図解 NOTE からテキスト右上の語句確認に戻ることを指示**し、ただし、刈田狼藉の取り締まりや使節遵行には、**守護も兵力を動員する必要から軍資金(いわゆる兵糧米)が必要となるので、守護の財源確保として荘園・公領から半済(年貢の半分)を徴収する権限を認めた半済令(1352)**

- (1) 1352年の年号(西暦)の覚え方を教える
- (2) 半済令は2回出されるが、1回目の半済令は**観応**の半済令と呼ばれる
- (3) 「**観応**」を強調して、P27テキスト左側の観応の擾乱が**1350年～1352年**まで続いていることとリンクさせて、観応の擾乱の終了年と同じであることと繋げる
- (4) 「**観応の擾乱の最中(最後)に発布される**」を**書き込ませる**(正確には観応の擾乱の“最中”ですが、生徒にとっては“最後”の方が西暦も繋がってわかりやすいと思います)

<ゴロ①>

「父さん公認の半済令」		
1	3	5 2

⑧ **図解 NOTE② “半済令・守護請”に移ることを指示(要注意！しばらくテキストの語句確認と図解 NOTE を前後します)**

- (1) **PDF “半済令・守護請”を用いて**(時間があれば図解 NOTE② “半済令・守護請”を板書するのも良いですが、面倒だと思うのでPDF版を作成しておきました)、国人が荘園領主への「**①年貢を滞納する**」ので「**X**」を**書き込ませる**(守護に任命していない国人層の生徒に「荘園領主への年貢を納めるか」尋ねてみるのも良いでしょう)
- (2) 荘園領主は年貢収入が入って来ず困り果てているのと、**荘園領主から反発される可能性もあり得るのでお試しとして**(近江・美濃・尾張の3カ国だけで一年限りの臨時なので)、「**半済令**」で「**年貢の半分を守護が徴収**」の**頻度を書き込ませる**(図解 NOTE② “半済令・守護請”では荘園領主と荘園の関係のみを図解していますが、国司と公領(国衙領)の場合もあります)
- (3) 半済令の“**半済**”が“**年貢の半分**”を意味することを「**=**」で繋げるように指示



⑨ **テキスト右上の半済令の内容説明に戻ることを指示**

- (1) 荘園・公領の年貢の半分を兵糧米として徴収する権利を守護に認める  
※この兵糧米とは、鎌倉時代の1185年に守護(国地頭)に認められた兵糧米と同じく、軍資金(米)として徴収することを指していますが、史料でも出てくるので軽くスルーしています
- (2) 荘園領主・国司からの反発を考慮して、戦乱の激しかった近江・美濃・尾張の3カ国で1年限りの臨時に施行
- (3) **想像以上に守護からの評判が良かったので**、そのうち各地の守護たちの要望により**全国的・永続化される**

<ゴロ②>

「おみーの(お前の)終わり」	
近江美濃	尾張

- ※なお、この半済令で徴収した年貢の半分(半済)を国人に給付することで(半済の給付を通じて)、守護は国人を家臣化していくこととなりますが、私は難関国公立受験者がいる場合のみ個別に教えるようにしています
- (4) そこで、2回目の半済令として**足利義満が3代将軍に就任(1368)したのを契機に、同年に応安の半済令を発布**  
→ここでは、応安の半済令の内容(1)・(2)は難解なので触れずに「**全国的な半済令**」とだけ書き込ませる  
**※時間に余裕があれば、史料「半済令(観応令)」を説明(解説は詳細版)→「半済令(応安令)」は扱わず**



⑩ **図解 NOTE② “半済令・守護請”に移ることを指示**

- (1) **PDF “半済令・守護請”を用いて**、年貢の半分は守護が持つていくので、残り半分が荘園領主の収入となる
- (2) but やはり国人は荘園領主への「**①年貢を滞納する**」ので(再び守護に任命していない国人層の生徒に「荘園領主への年貢を納めるか」尋ねてみるのも良いでしょう)
- (3) **そこで、収入ゼロになるよりはマシなので**、荘園領主は残りの荘園からの年貢徴収など、「**②荘園の経営を守護に一任(委任)する=守護請**」を**書き込ませる**  
※**荘園領主は主に京都にいますので、武蔵国などの荘園まで介入するのは不可能**(学校のある位置の旧国名を例に出すといいでしょう)
- (4) そこで、守護が荘園領主の「**③代わりに年貢を徴収**」して一部を守護の収入とし、50万円などの「**④一定額の税を納入**」することを書き込ませる

⑪ **テキスト中央右の半済令(応安令)の下にある「★守護請」に戻ることを指示**

→「**国人層の年貢滞納に悩まされた荘園領主は、少しでも年貢収入を確保するため荘園の経営を守護に任せようとした**」を口頭で述べて、生徒に書き込ませる



⑫ 守護の権限強化によって国司の影は薄くなっており、**国衙(国司)の行政機能も吸収し**、土地ごとの**段銭**・家屋ごとの**棟別銭**を徴収する権限も獲得

→国司が院政期から徴収するようになった国内の荘園・公領を問わずに徴収する**一国平均役**が段銭となるので、段銭の下に「**もと一国平均役(P20へ)**」と書き込ませる



⑬ **要注意！ 図解 NOTE①「守護大名の成長」に戻ることを指示**

(1) **PDF「守護領国制」を用いて**、こうして一国内の領地そのものも支配するようになり、**守護が国内を領地化(領**

**国化)**していった支配体制が**守護領国制**

※近年では守護が一円知行化していくことはできなかったことから、守護領国制という語句を使うべきではないとの見解から、現在山川出版社の教科書から守護領国制の語句は消えています(最後に後述します)

(2) **鎌倉時代は「警察」にすぎなかった守護が、こうした半済令や守護請によって一国内の領地そのものも支配するようになったのが守護大名**なので、板書の「守護(代)」の上に「**守護大名**」を**板書+書き込ませる**

(3) ただし、守護大名は室町幕府の管領や侍所・政所などの役職を務めており、京都にいたるため(これを**守護在京制**といいます)「**幕政に参加するため在京**」を**板書+書き込ませる**(板書はしなくても生徒はテキストに書いてあるので、**指示するだけ大丈夫です**)

※難関国公立大受験者がいる場合は「**幕政に参加するため在京**」=守護在京制」を書き込ませています

(4) そこで、領国の支配は守護の代官である**守護代**に任せるので、**板書の「守護(代)」の箇所**に**「代」も追加**  
→**その守護代を置けば複数の国の守護を兼任することも可能**(明德の乱などを説明するための前フリです)

※この図解 NOTE①「**守護大名の成長**」は、**板書したり語句の確認や図解 NOTE②「半済令・守護請」に行ったり来たりと順序が点々とするため、最初は面倒だと自分自身でも思いましたが、論理的に順序だてて生徒に理解させるには、この順序が最適解かという結論に行きつきました**



⑭ **テキスト中央右側の「守護大名の成長」に戻ることを指示**

(1) 守護は幕府から与えられた**「これらの権限」**を具体的に求められるため、**①～⑤と書き込ませて**、P27 テキスト右上からこれまで「**刈田狼藉の取り締まり権**」に**「①」**、「**使節節行権**」に**「②」**、「**半済令**」に**「③」**、「**守護請**」に**「④」**、「**国衙の行政機能の吸収**」に**「⑤」**と書き込ませる(私大レベルの論述問題でも出題されます)

(2) 残りの「**国人を家臣(被官)化…守護大名…守護領国制…守護代**」までは口頭で確認

(3) **最後の「一元知行化はできず」はこの時点ではいったん誤魔化しましょう**(一元知行化は最後に説明しますが、**時間が足りない場合などは「国人一揆などの抵抗があったから」と誤魔化するのが手取り早いです**)



⑮ **PDF「守護大名の抑圧」を用いて**、こうした守護大名の中で複数の国を支配する有力な守護大名が登場したため、**警戒した足利義満が勢力を削減するため抑圧**

(1) **美濃**を中心に3カ国の守護を兼任していた**土岐康行**を**土岐氏の乱**で滅ぼす(1390)

(2) **山陰地方**を中心に**11カ国**の守護を兼任していた**山名氏清**を**明德の乱**で滅ぼす(1391)

→日本全国は66カ国なので66÷11=「**六分一殿(衆)**」

(3) **周防・長門**を中心に**6カ国**の守護を兼任していた**大内義弘**を**応永の乱**で滅ぼす(1399)

→この応永の乱で3代鎌倉公方の**足利満兼**と通じて反乱を起こすが、最終的に和泉国の**堺**で敗死(大内義弘が支配していた6カ国は周防・長門・豊前・岩見・和泉・紀伊)

(4) ただし、滅ぼされたのは当人たちで**あくまでも土岐氏・山名氏・大内氏が滅ぼされたわけではないことを補足説明しておきましょう**(後々の日明貿易や応仁の乱で大内氏や山名氏が登場するので)

— <ゴロ③・④> —  
「**遺産くれと気安** **く言う** 姪と山の氏」  
1390 土岐康行 91 明德山名氏清  
「**おうえい・おううち・すおう**」で繋げる

⑩ 明德の乱の勝利によって**室町幕府の権力が安定したので、足利義満は明德の乱の翌年にほぼ壊滅的な状況下にあった南朝**に対して南北朝の合一を斡旋

(1) 南朝の**後亀山天皇**が本物の**三種の神器**を譲り、北朝の**後小松天皇**に譲位

※足利義満は南朝の後亀山天皇に対して、今後は両統迭立で北朝・南朝交互に即位すると持ち掛けていますが、もちろん義満にその意思はなくその後も北朝側(持明院統)から天皇が即位したため、南朝側はその後も再興をはかって抵抗を続けることとなります(これを後南朝の抵抗と言いますが、頻度の低さと授業時間の関係上触れないようにしています)

＜プロ⑤＞

「いざ、国を一つに南北朝合一」

1392

「後亀山 = 亀山 = 大覚寺統 = 後醍醐 = 南朝」

※時間に余裕があれば、史料「南北朝の合一」を説明(解説は詳細版)

(2) 念願を達成したことで、その2年後の1394年には征夷大將軍を辞任して**足利義満が太政大臣に就任**  
→「**1368 = 征夷大將軍(武)・1394 = 太政大臣(公)**」と捨て板書して「**公武の頂点**」に立ったことを書き込ませる  
※これが義満時代の「**公家文化と武家文化が融合した北山文化**」の特徴にもつながることにも触れておく

(3) 仏教界でも頂点に立つため**翌年に出家して「道義」と名乗る**(日明貿易の「日本国王源道義」の前フリ)  
→そのため**北山殿(鹿苑寺金蘭)**を造営(1397年に完成)

(4) **時間に余裕があれば1層が寝殿造(公家文化)、2層が住宅風の武家造(武家文化)、3層目は禅宗様(仏教文化)であり(つまり義満の公・武・仏を象徴している)、最上層に中国様式の禅宗様(唐様)を採用することで、明への国書を送って日明貿易を開始するため、明からの使者を迎え入れる下準備であったことに触れておく**と次回の「日明貿易」に繋げやすくなります

↓

⑪ **最後に因解 NOTE②「半済令・守護請」の最後5行の補足説明に入ります**(生徒レベルや時間がなければカット)

(1) 1352年に出された観応の半済令は**荘園・公領の年貢の半分を徴収するので、対象はあくまでも米**  
→but 毎回収穫された米を半々に分けていたら面倒なので…

(2) 1368年に出された応安の半済令は**荘園・公領の下地(土地)そのものを折半する事実上の下地中分**で、対象は**土地**  
→PDF「**守護領国制**」を用いて、これによって荘園・公領の土地半分は**守護領**(守護の領地)となっていく

(3) さらに、のちに守護請が行われていくと残りの荘園・公領も実質的に守護の支配下になる**守護領**となり、一国内は守護の領国化されていくことに**(守護領国制)**

※こうした守護による支配化を鎌倉時代の“地頭の荘園侵略”に対して、“**守護の荘園侵略**”といいます

(4) ただし、**朝廷から將軍に任命されているので**室町幕府は**皇室領・摂関家領・寺社領への介入は禁止**(これを守護が派遣する役人(使者)である守護使の立ち入りが禁じられたので「**守護使不入**」と言います)

(5) 皇室領・摂関家領・寺社領は知行化(支配化)できなかつたため、**一円知行化はできず**(一円は円全体ということで「すべて」の意味で知行は知行国制度でも出てきたように「土地(領地)を支配する」こと)

(6) **室町幕府(將軍)から守護に任命されることで半済令などの権利を行使し、室町幕府の權威に依存した守護大名に対して、守護代や國人などから成りあがり、室町幕府の權威に依存しなかつた戦国大名は一円知行化**(これを大名領国制といいます)

※大名領国制に対して、一円知行化できなかつたと守護領国制は大名領国制の初期体制とみなすか、大名領国制が成立する前段階の体制とみなすかで見解が分かれて、守護領国制は近年の教科書から消えつつあります

(7) **最後にテキスト中央右の1368年の半済令に戻ることを指示**し、①**皇室・寺社・摂関家領を除いた荘園・公領の年貢の半分を徴収**、②**荘園・公領の下地(土地)そのものの折半を認める事実上の下地中分**、を内容確認

※時間に余裕があれば、史料「半済令(応安令)」を説明(解説は詳細版)

## 授業展開書－詳細版(史料解説)－「南北朝の合一」

## ㊦ 半済令－観応令－『建武以来追加』

一 寺社①本所領の事 ②観応三年七月廿四日

③諸国擾乱に依り、寺社の荒廢、①本所の④牢籠、近年倍増せり。而るに適静謐の国々も、武士の⑥鬪吹未だ休まずと云々。……次に近江・美濃・尾張三ヶ国①本所領半分の事、⑥兵糧料所として、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等に相触れ認めぬ。半分に於いては、宜しく①本所に分ち渡すべし。若し預人、⑦事を左右に寄せ、去渡さざれば、一円に①本所に返付すべし。

〔①荘園 ②1352年 ③観応の擾乱 ④苦境 ⑤乱暴 ⑥兵糧米の徴収先として指定された所領 ⑦あれこれの言い訳をして〕

## 【現代語訳】

一、寺社や公家などの本所(荘園)に関する事 観応三年(1352年)7月24日の通達

諸国の争乱(観応の擾乱)により、寺社の荒廢や本所(荘園領主)の苦境は近年倍増している。一方で、たまたま平穏な国々でも武士の乱暴はまだ止んでいないという。……次に、近江・美濃・尾張の三カ国の本所(荘園)の半分のを、兵糧米を徴収する所領(兵糧料所)として、今年一年に限り、軍勢に預け置くことを守護人達に通達した。残りの半分については、本所(荘園領主)に渡しなさい。もし、預かった者があれこれの言い訳をして半分の渡さない場合は、すべて本所(荘園領主)に返還しなさい。

観応の半済令は頻出なので、必ず扱っておきたい史料です。まず、史料の出典は室町幕府が御成敗式目の追加法として出した『建武以来追加』ですが、授業内で板書しているであり、守護の権限を追加するから『建武以来追加』が出典であると類推できます。

また「観応三年」については、そもそもの「観応〇年」や、史料文中の「諸国擾乱(観応の擾乱)」・「当年一作(今年一年限り)」などから観応の半済令だと判別できれば、ゴロなどから1352年だとわかるので「観応三年」を覚えさせる必要はありません。また、史料文中では「本所」が4度も出てきますが、**荘園公領制の授業で「本所＝荘園領主」を指すことを教えているのと、御成敗式目の史料でも「本所＝荘園領主」が登場しているので、未だに覚えていない生徒にはそのことを指摘してあげてください。**

続いて、観応の擾乱の最中に観応の半済令が發布されることを授業内で教えているので、「諸国擾乱」が「観応の擾乱」を指すことはすぐに生徒もわかります。その観応の擾乱で諸国の荘園からの年貢収入が滞り、疲弊しきっているのでお試しとして「近江・美濃・尾張」の3カ国の「本所(荘園)」から年貢の「半分」を「兵糧米」として「当年一作(今年一年限り)」徴収することを「守護」に通達しました。これらの語句がすべて空欄になることはなく、一部が空欄問題で問われるだけで、「当年一作」は史料文読み取りのヒントであり、**生徒にはビビる必要性のないことを教えてあげてください。**なお、補足として説明が必要な部分は「兵糧料所」ですが、**守護が刈田狼藉などを取り締まるための軍資金(軍資米)として「兵糧米」を徴収する対象として指定された所領のこと**なので、もしも入試問題で出題されても「兵糧」や「兵糧米」が空欄部分として選択問題で問われるだけであると教えてあげてください(空欄部分を記述問題で出題した場合はほぼ解答できる生徒はいないでしょう)。

残りの部分「半分に於いては、宜しく本所に分ち渡すべし。若し預人、事を左右に寄せ、去渡さざれば、一円に本所に返付すべし(残りの半分については、本所(荘園領主)に渡しなさい。もし、預かった者があれこれの言い訳をして半分の渡さない場合は、すべて本所(荘園領主)に返還しなさい。)」は読み飛ばしても問題ない部分ですが、**室町幕府が荘園領主からの反発にかなり考慮した上で、半済令を發布したことがわかる内容になっています。**

## ㊧ 半済令－応安令－『建武以来追加』

一 寺社①本所領の事 ②応安元年六月十七日

③禁裏仙洞の御料所、④寺社一円の仏神領、⑤殿下渡領等、他に異なるの間、かつて半済の儀あるべからず、固く武士の妨を停止すべし。その外の諸国①本所領は、暫く⑥半分を相分けて下地を雜掌に沙汰し付け、向後の知行を全うせしむべし。

〔①一般の荘園 ②1368年 ③皇室の荘園 ④寺社が地頭を置かずに支配している荘園 ⑤藤原氏の氏長者が世襲する荘園 ⑥荘園の土地を半分に分け、その土地の半分の支配を雑務担当の雑掌にゆだね、今後の支配を守護が行う事実上の下地中分〕

【現代語訳】

一、寺社や公家などの本所(荘園)領に関する事 応安元年(1368年)6月17日の通達

禁裏仙洞の御料所(禁裏御料などの皇室の荘園)、寺社一円の仏神領(寺社が地頭を置かずに一円支配している荘園)、殿下渡領(藤原氏の氏長者が世襲する荘園)などは、他の荘園とは異なり、決して半済の対象にしてはならない。固く武士の乱暴を差し止めなさい。その他の諸国の本所(荘園)領は、しばらく荘園の土地を半分に分け、その土地の半分の支配を雑掌(荘園の雑務にあたる下級役人)に委ね、今後の土地支配を守護が行うようにしなさい(守護による事実上の下地中分にあたる)。

応安の半済令(1368)の史料は頻度が低いですが、授業展開書の⑩まで説明しているのであれば解説できる史料です。まず、史料の出典は観応の半済令と同じ『建武以来追加』であり、『応安元年』は「応安」という元号から 1368年と類推できるでしょう。

テキストの内容と同じく半済令の対象から皇室領・寺社領・摂関家領である荘園・公領は除かれたので、「禁裏仙洞の御料所、寺社一円の仏神領、殿下渡領」は「半済(令)」の対象にしてはならない。ここで、「禁裏仙洞の御料所」は「皇室領」、「寺社一円の仏神領」は「寺社領」、「殿下渡領」は「摂関家(藤原氏)の氏長者が世襲する所領」のことですが、ほとんどの生徒は「殿下渡領」を覚えていないので、テキストP17の左上2行目に「氏長者は殿下渡領(藤原氏の氏長者が代々所有する所領)」と記載されているので復習がてらに確認させておきましょう。

もし、この史料が出題されて空欄の記述問題にするならば、「半済」の部分ぐらいですが、このような「〇〇令」の史料が出題される場合は「〇〇」の部分を記述させる形で、「半済令」・「楽市令」・「棄捐令」・「上知令」も同様に「半済」・「楽市」・「棄捐」・「上知」の部分空欄記述問題で出題されます。

また、「半分を相分けて下地を雑掌に沙汰し付け、向後の知行を全うせしむべし(荘園の土地を半分に分け、その土地の半分の支配を雑掌(荘園の雑務にあたる下級役人)に委ね、今後の土地支配を守護が行うようにしなさい)」という守護による事実上の下地中分は、応安の半済令と判別するキーワードになります。

回 南北朝の合一 『吉田文書』

①御合体の事、連々<sup>②</sup>兼熙卿を以て申し合はせ候の処、入眼の条珍重に候。③三種神器<sup>④</sup>鼎座有るべきの上は、<sup>⑤</sup>御讓国の儀式を為すべきの旨、其の意を得候。自今以後、<sup>⑥</sup>両朝の御流<sup>⑦</sup>相代はりて御讓位<sup>⑧</sup>治定せしめ候ひ畢んぬ。就中、諸国の<sup>⑨</sup>国衛は悉く皆御計たるべく候。⑩長講堂に於ては、諸国分は一円<sup>⑪</sup>持明院殿の御進止たるべく候。

〔①南北朝の合一 ②吉田(卜部)兼熙 ③皇位を象徴する鏡・剣・勾玉の三つの祭器 ④讓位。後龜山天皇から後小松天皇への讓位 ⑤南朝の大覚寺統と北朝の持明院統 ⑥両統迭立 ⑦国衛領 ⑧長講堂領。長講堂は後白河法皇の持仏堂で、皇室領荘園はその名義になっていた ⑨後小松天皇〕

【現代語訳】

南北朝の合一の事については、念入りに吉田(卜部)兼熙卿に打ち合わせをさせたところ、成就したというのはめでたいことです。三種の神器が京都に戻ったうえで、大覚寺統の後龜山天皇から持明院統の後小松天皇に対する讓位の儀式を行わなければならないことについては了解しました。今後は持明院・大覚寺の両統が交互に行為を継承する両統迭立ということに決定しました。とりわけ、諸国の国衛領はすべてみな大覚寺統の管轄とします。長講堂領については、全国の全てにわたって持明院統(後小松天皇)の領有とします。

南北朝の合一の史料は空欄の記述問題として出題できる部分がほとんどなく(三種の神器の箇所ぐらい)、南朝(大覚寺統)の後龜山天皇から北朝(持明院統)の後小松天皇に「三種の神器」の讓渡、「御讓国(讓位のこと)」が行われたことで南北朝が「御合体」したという知識があれば、「南北朝の合一」の事については、念入りに吉田(卜部)兼熙卿に打ち合わせをさせたところ、成就したというのはめでたいことです。三種の神器が京都に戻ったうえで、大覚寺統の後龜山天皇から持明院統の後小松天皇に対する讓位」という1行目の内容は終わりです。

3行目の最後の文「長講堂に於ては、諸国分は一円持明院殿の御進止たるべく候(長講堂領については、全国の全てにわたって持明院統(後小松天皇)の領有とします)」も、持明院統が北朝側であると考えれば、北朝の後小松天皇を指していると応用できるでしょう。